

日本神経内分泌学会 賛助会員の権利に関する規則

(賛助会員の権利)

第1条

本会の定款第9条に定める賛助会員の権利を下記の通りとする。

賛助会員は、年度学術集会のプログラム・抄録集の提供、その他学会の諸活動に関する情報の提供を受けることができる。

また、賛助額に応じて学術集会における参加費の優遇を受けることができる。

以上

(平成30年10月27日策定)